

青 警 本 会 第 1 1 4 9 号
平 成 3 0 年 2 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会設置運営要綱の制定について
青森県警察本部庁舎については、昭和50年の竣工後42年が経過しており、老朽・狭隘
化が進行していることから、今後、全面的な改修と機能の高度化を推進していくため、
別添のとおり「青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会設置運営要綱」を制定
したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

本件担当 会計課宮繕係

別添

青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察本部庁舎の改修及びこれに伴う機能高度化に関する効果的な推進を目的とした委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

第2 設置及び編成

- 1 警察本部に青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の下に青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 3 幹事会の下に青森県警察本部庁舎改修・機能高度化推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。
- 4 委員会、幹事会及び専門部会の構成員は別表のとおりとする。

第3 任務

- 1 委員会は、青森県警察本部庁舎の改修及びこれに伴う機能高度化について、総合的に審議して基本的な方針を定め、かつ、これを計画的に推進することを任務とする。
- 2 幹事会は、委員会を補佐し、基本方針を受けた推進計画の策定及びその他具体的検討を任務とする。
- 3 専門部会の任務は次のとおりとし、その結果は、定期又は随時に幹事会へ報告するものとする。
 - (1) 委員会が決定した基本方針に基づく事業推進に関すること。
 - (2) 幹事会が策定した計画に基づく細部事項の調査、検討及び素案の提示。
 - (3) 移転・引っ越し等の付帯事項に関すること。
 - (4) 総合的な企画、調整及び運用に関すること。

第4 運営

- 1 委員長、幹事長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、それぞれの構成員について、必要に応じ、これを招集する。
- 2 議事は、委員長等が主宰する。
- 3 委員長等は、必要に応じ、構成員以外の者を指名し、意見を求めることができる。
- 4 委員会の庶務は、会計課において処理する。

別表

構 成 員	
委 員 会	委 員 長：警察本部長 副委員長：警務部長 委 員：各部（室）長 情報通信部長 首席監察官 警察学校長 警務課長 会計課長 その他委員長が指名する者
幹 事 会	幹 事 長：警務部長 副幹事長：警務課長 会計課長 幹 事：総務事務推進課長 生活安全企画課長 刑事企画課長 交通企画課長 警備第一課長 通信施設課長 警察学校副校長 その他幹事長が指名する者
専門部会	部 会 長：会計課長 副部長：施設調査官 部 会 員：理事官 各部管理官及び企画補佐 その他部会長が指名する者